

事業番号	130
------	-----

平成25年度 事務事業評価シート

事業の概要	事務事業名	高齢者世話付住宅援助員派遣事業						担当部	健康福祉部							
	会計区分	一般会計			事業類型	一般		担当課	長寿介護課							
	事業期間	平成12年度以前			～	平成30年度以降		担当係	長寿福祉係							
	総合計画 分野別計画	主目的	3 保健福祉		13 高齢者福祉		2 高齢者の地域での生活を支援する									
		副目的														
	予算区分	款	3		項	2		目	1		大	3		中	7	
	根拠法令・個別計画	小牧市高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業運営要綱														
	目的 (対象をどのような状態にするのか)	高齢者が自立して安全で快適な生活を営むことができるよう、在宅生活の支援を図る。														
	内容 (手段)	<p>高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)の入居者に対し生活援助員を派遣し、生活指導・相談、安否の確認、緊急時の対応等のサービスを提供し、在宅生活を支援する。 事業は、(福)小牧市社会福祉協議会へ委託する。</p> <p>事務事業:新規入居者に対する事務、現況調査及び手数料算定事務、手数料の収納事務、生活援助員との連絡調整、委託料の支払事務</p> <p>◆24年度直接経費の内訳 生活援助員派遣委託料 10,182千円 ◆25年度直接経費の内訳 生活援助員派遣委託料 10,614千円</p>														
	受益者負担	有		小牧市使用料及び手数料条例に基づき、上記のサービスに対する負担として、1月につき4,900円以内で所得税額に応じ市長が定める額を請求する。												

		単位	H22決算額	H23決算額	H24決算額	H25予算額		
コスト	費用	直接経費	千円	8,780	9,188	10,182	10,614	
		正職員	従事者数	人	0.05	0.05	0.05	0.05
			人件費	千円	266	266	266	266
		その他職員	従事者数	人	0.00	0.00	0.00	0.00
			人件費	千円	0	0	0	0
	費用合計	千円	9,046	9,454	10,448	10,880		
対前年比	%			104.5	110.5	104.1		
財源	一般財源	千円	8,933	9,258	10,347	10,628		
	国・県支出金	千円	0	0	0	0		
	その他財源	千円	113	196	101	252		

業 績	活動指標名	単位		H22	H23	H24	H25
	派遣世帯数	世帯	目標	54	54	54	54
			実績	49	52	51	
			目標				
			実績				
			目標				
			実績				
	成果指標名	単位		H22	H23	H24	H25
	派遣日数	日	目標	243	243	243	243
			実績	243	248	245	
		目標					
		実績					

事業の自己評価	平成24年度の実施結果	<p>事業の達成状況</p> <p>高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)の入居者に対し生活援助員を派遣し、生活指導・相談、安否の確認、緊急時の対応等のサービスを提供し、在宅生活の支援が図られている。 派遣世帯、派遣日数共に全世帯に派遣達成できた。</p>
	事業実施における課題	<p>現在社会福祉協議会に委託をしているが、社会福祉協議会の正規職員が訪問専門担当しており、その担当が継続するため、年々委託料(人件費)があがっている。 安否確認のための各種センサーが誤報するケースがある。</p>
	事業を縮小・廃止したときの影響	<p>高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)の入居者に対して、きめ細かい生活指導・相談、安否の確認、緊急時の対応等のサービスが提供できない。</p>
	平成25年度の改善内容	<p>25年度における事業の改善・見直し内容(新規追加事項、廃止・削減事項等)</p> <p>安否確認のための各種センサーが誤報するケースがあるので、生活援助員に対して水センサー等の各種センサーの仕組みについて知識の向上を図る。また、委託先に人件費の引き下げできるように人件費の安い職員への切替を検討していただくよう打合せを行っていく。</p>
	平成26年度の事業の方向性	<p>方向性の判定</p> <p>維持</p> <p>事業のボリュームを現状規模で維持すべきもの(対象や手段を見直す場合も含む)</p>
	判定理由	<p>今後の高齢社会において、住み慣れた地域社会の中で引き続き生活することを支援する必要があるため。</p>
	26年度以降の改善案	<p>引き続き、仕組みの知識向上を図り、居住をしている高齢者の見守りを続けていく。</p>

二次評価	方向性の判定	判定理由
	維持	一次評価のとおり。